

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社進和		コード	7607
提出日	2025/10/28	異動（予定）日	2025/11/20	
独立役員届出書の提出理由	新たに松浦守生氏を社外取締役として選任し、独立役員として指定いたします。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	内藤正明	社外取締役	○													○	有
2	加川純一	社外取締役	○										△				有
3	秋葉和人	社外取締役	○										△				有
4	浅井紀子	社外取締役	○													○	有
5	木全美加	社外取締役	○													○	有
6	松浦守生	社外取締役	○													○	新任 有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	内藤正明氏は弁護士としての豊富な経験と幅広い見識から当社の経営に対して的確な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任しています。また、同氏は東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員の要件および「4. 補足説明」に記載の当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていることから、当社社外取締役として、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。
2	加川純一氏は、日本特殊陶業株式会社出身です。当社は同社との間に商品販売等の取引関係がありますが、その額は当社の売上高に対し僅少であります。	加川純一氏は、大手製造会社の取締役として経営に携わった経験、およびモノづくり全般に関する幅広い見識を有しており、その豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営全般に対する監督および助言を行っていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、同氏は東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員の要件および「4. 補足説明」に記載の当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていることから、当社社外取締役として、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。
3	秋葉和人氏は、当社グループの取引銀行である株式会社十六銀行の出身です。同行との取引は預金取引のみで借入金はありません。また、同行が保有する当社株式の比率（自己株式を除く）は1.8％程度であります。これらの取引内容を踏まえると、独立性に影響するものではないと判断しております。	秋葉和人氏は、地域金融機関における経営者としての豊富な経験とその経験から培った企業経営に関する幅広い知見を有しており、独立した客観的な立場から当社の業務執行の監督とともに、経営の助言、提言が期待できるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、同氏は東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員の要件および「4. 補足説明」に記載の当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていることから、当社社外取締役として、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。
4	該当事項はありません。	浅井紀子氏は、経済学博士として、生産管理を専門とする高度な学術知識と豊富な経験を有しております。その専門的な見識に基づく適切な助言や監督を独立的な立場から行っていただくことを期待し、社外取締役として選任しております。また、同氏は東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員の要件および「4. 補足説明」に記載の当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていることから、当社社外取締役として、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。
5	該当事項はありません。	木全美加氏は公認会計士として、財務及び会計分野における豊富な経験・知見を有しており、当社の経営に対して的確な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任しています。また、同氏は東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員の要件および「4. 補足説明」に記載の当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていることから、当社社外取締役として、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。
6	該当事項はありません。	松浦守生氏は、大手製薬会社の営業部門における管理者および常勤監査役としての豊富な経験を有しており、営業部門で培われた実務の实態に即した助言や当社の経営に対して的確な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任しています。また、同氏は東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員の要件および「4. 補足説明」に記載の当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていることから、当社社外取締役として、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。

4. 補足説明

当社は、社外役員における独立性の基準を以下のとおり定めております。

当社は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、次の事項のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなす。

1. 当社および子会社の業務執行者、または過去に1度でも業務執行者であった者（注1）

2. 当社の議決権を5％以上保有する大株主またはその業務執行者

3. 下記のいずれかに該当する企業等の業務執行者

(1) 当社グループの主要な仕入先（注2）

(2) 当社グループの主要な販売先（注3）

(3) 当社が5％以上の議決権を保有する企業等

4. 下記のいずれかに該当する組織等に属する専門家

(1) 当社の会計監査人である監査法人または当社の顧問税理士事務所に所属する専門家

(2) その他当社が役員報酬以外に年間1,000万円以上の支払を行ったコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家

5. 当社から年間1,000万円以上の寄付を受けている者もしくは法人の業務執行者

6. 当社取締役が社外役員として就任している会社の出身者

7. 上記（1. ～ 6. ）の配偶者または2親等以内の近親者

8. 過去5年間に上記（2. ～ 7. ）に該当していた者

（注1）業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、執行役員、使用人を含む。監査役は含まれない。

（注2）主要な仕入先とは、当社グループの連結仕入高の2％以上の企業およびそのグループ企業をいう。

（注3）主要な販売先とは、当社グループの連結売上高の2％以上の企業およびそのグループ企業をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～iのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。